

規制シート(様式)

160194801240001

平成28年12月1日

規制の名称	大麻取締法	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	大麻取締法(昭和23年法律第124号)、大麻取締法施行規則(昭和23年厚生省・農林省令第一号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 課長 伊澤知法
規制目的	大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止すること		
規制内容の概要	<p>○ 大麻の栽培、所持、譲受、譲渡等を原則禁止している(免許制) 都道府県知事の免許を受けた大麻取扱者(繊維若しくは種子を採取する目的で大麻草を栽培する大麻栽培者及び大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する大麻研究者)のみが大麻の栽培、所持、譲受・譲渡等を認められており、大麻取扱者以外のこれらの行為については罰せられる。また、大麻取扱者であっても、その所持する目的以外の目的に使用してはならない。</p> <p>○ 大麻から製造された医薬品の施用を何人に対しても禁止している 研究であっても、医薬品の開発を目的としての人への臨床試験は認めていない。</p> <p>○ 罰則 大麻取扱者免許を有さず、大麻を栽培し、輸入し、又は輸出した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処することとしている。また、大麻取扱者免許を有さず、大麻を所持し、並びに譲渡又は譲受した者は五年以下の懲役に処することとしている。 さらに、大麻取扱者であっても、その所持する目的以外の目的に使用した場合は五年以下の懲役に処することとしている。 等</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成11年法律第160号による改正	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>○ 大麻は世界で最も濫用されている薬物であり、日本においても大麻事犯者は覚醒剤事犯者に次いで2番目に多く、平成二十七年には約二千人が大麻の所持等の大麻取締法違反で逮捕されていること</p> <p>○ 大麻取扱者免許に係る事務は各都道府県において、大麻取締法の目的や各都道府県の実情を踏まえ対応されていること</p> <p>等から、現行において保健衛生上の危害の発生を防止するという法の目的は達成されている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		

見直し条項	—
次の見直し時期	平成33年度